

社団法人神奈川県商店街連合会 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人神奈川県商店街連合会(以下「本会」という。)と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を横浜市中区尾上町5丁目80番地に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、神奈川県下における商店街の近代化および経営の合理化の推進に関する調査研究を行うとともに、会員相互の啓発を図り、もって商業の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 商店街の再開発に関する調査研究およびその推進と指導
- (2) 講習会、講演会、研究会、見学会等の開催
- (3) ショッピングセンター大型店等への出店あっ旋
- (4) 商店街の環境の改善に資する設備の整備促進
- (5) 機関誌の発行
- (6) 情報および資料の収集配付
- (7) 商店街および商店従業員のための福利厚生事業
- (8) 商店経営者およびその家族のためにする各種保険の集団扱契約の締結
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会 員 の 種 類)

第 5 条 本会の会員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した県内の商店街団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会した県内の商業もしくはサービス業を営む法人または商業団体

(入 会)

第 6 条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2. 会長は、前項の規定により入会を承認した場合は、理事会に報告しなければならない。

(会 費)

第 7 条 会員は、会費を納入しなければならない。

2. 会費の額および徴収方法は、総会の議決を経て別に定める。

3. すでに納めた会費は、返還しないものとする。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

(1) 退 会

(2) 除 名

(3) 会員が解散したとき

(4) 会員が事業を休止し、または行わなくなったとき

(退 会)

第 9 条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、総会の議決により除名することができる。

(1) 本会の名誉をき損しまたは本会の目的遂行に反する行為をしたとき

(2) 会費の納入を1年以上怠ったとき

2. 前項第1号に該当して会員を除名する場合は、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 3 章 役 員 等

(役員の設定)

第11条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副 会 長 6人以内

(3) 専務理事 1人

(4) 理 事 50人以上 60人以内 (会長、副会長および専務理事を含む)

(5) 監 事 3人

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し本会の会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、別に定めるところにより、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
3. 専務理事は、会長および副会長を補佐し、通常の会務を処理する。
4. 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。
5. 監事は、民法第59条の職務を行う。

(兼務の禁止)

第13条 理事および監事は、これを兼ねることができない。

(役員選任)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2. 会長、副会長および専務理事は、理事会において選任する。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまで引続きその職務を行うものとする。

(役員解任)

第16条 役員がその任務に違背し、または役員としてふさわしくない行為をしたときは、理事および監事にあっては総会の、その他の役員にあっては理事会の議決により、これを解任することができる。

(名誉会長)

第17条 本会に、名誉会長1人を置くことができる。

(顧問相談役および参与)

第18条 本会に、顧問、相談役および参与それぞれ若干人を置くことができる。

2. 顧問、相談役および参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 顧問は、本会の目的遂行に必要な重要事項について会長の諮問に応ずる。
4. 相談役は、本会の運営に関する重要事項について会長の諮問に応ずる。
5. 参与は、事業遂行に関する必要事項に参画する。
6. 顧問、相談役および参与の任期は、2年とする。

(事務局)

第19条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長1人、その他の職員若干人を置く。
3. 事務局長は、会長の命をうけて事務局を統括し、日常業務を処理する。
4. 事務局長、その他の職員の任命は、会長が行う。

第 4 章 会 議

(総会の構成等)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の議決事項)

第21条 総会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算の決定および変更
- (2) 事業報告および収支決算の承認
- (3) その他、特に理事会が重要と認める事項

(総会の招集)

第22条 通常総会は、毎事業年度終了後2箇月以内に会長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに会長が招集する。
3. 正会員の5分の1以上または監事が会議の目的たる事項を示して総会の招集を請求したときは、会長は、30日以内に総会を招集しなければならない。
4. 総会を招集するには、その開会の日から10日前までに書面をもって正会員に通知しなければならない。

(総会の定足数)

第23条 総会は、正会員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2. 総会の議事は、この定款に別に定めがあるもののほか、出席した正会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員としてこの議決に加わる権利を有しない。

(書面または代理人による表決)

第24条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、書面をもって表決し、または他の会員に表決を委任することができる。この場合において、前条および第26条第1項の規定の適用については、出席者とみなす。

(総会の議長)

第25条 総会は、その総会に出席した正会員のうちから議長を選任するものとする。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時および場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数
 - (4) 議事の経過の概要およびその結果
2. 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその会議において選出された者2人以上が署名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第28条 理事会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき議案
- (2) 総会の議決した事項、その他会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第29条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

2. 理事の3分の1以上が会議に付議しようとする事項を示して理事会の招集を請求したときは、会長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

(理事会の定足数)

第30条 理事会は、理事の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2. 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議事録)

第32条 理事会の議事録については、第26条の規定を準用する。

第 5 章 資 産 お よ び 会 計

(資産の構成)

第33条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費の収入
- (2) 寄付金品
- (3) 助成金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(経費の支弁)

第34条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会で定める。

(予算および決算)

第36条 本会の収支予算は毎事業年度会長が調製し、収支決算は、会長が作成し、毎事業年度終了後2箇月以内にその年度来の財産目録とともに監事の監査を経なければならない。

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 定 款 の 変 更 解 散 お よ び 残 余 財 産 の 処 分

(定款の変更および解散)

第38条 本会の定款の変更および解散は、総会において、正会員の3分の2以上の同意により決する。

(残余財産の処分)

第39条 本会が解散したときの残余財産は、総会において、正会員の3分の2以上の同意を得て、本会と類似の目的を有する法人に寄付するものとする。

第 7 章 補 則

(会長への委任)

第40条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

附 則

1. 本会の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとし、その任期は、第15条の規定にかかわらず、昭和46年度通常総会の日が終わるものとする。
2. 第6条の規定にかかわらず、この定款施行の日の前日に神奈川県商店街連合会に所属する者は会長に入会を申込みことにより入会することが出来る。
3. 本会の設立初年度の事業計画および収支予算は、第21条第1号および第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. 本会の設立当初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、昭和46年3月31日までとする。

附 則

1. この定款は、昭和55年7月1日から施行する。
2. この定款は、昭和60年5月4日から施行する。
3. この定款は、平成6年12月5日から施行する。